

4. 自然科学研究機構について

平成16年4月1日より岡崎国立共同研究機構分子科学研究所は自然科学研究機構分子科学研究所となった。資料1にある国立大学法人法(平成15年10月1日施行)に規定される国立大学法人与大学共同利用機関法人の内、自然科学研究機構は後者の法人として定義されている。また、分子科学研究所は大学共同利用機関法人自然科学研究機構に属する大学共同利用機関という位置付けであることが文部科学省令に定義されている。つまり、分子科学研究所が大学共同利用機関であるという位置づけは法人化後も変わることはない。この点、定義する法律がなくなった大学附置の共同利用研究所とは大きく違う。

大学共同利用機関は4つの法人にそれぞれ分類されることになった(図1)が、最終的にそうなったと言うしかないような複雑な経緯が背景にある。事の発端は「国家公務員削減」「経費削減」の流れで政府の行政改革として出てきた政府関連機関の独立行政法人化(独法化)である。最終的に大学共同利用機関が独法化されることは回避できたものの、国立大学法人法の中にもあるように独立行政法人に準じる部分は残っており、国立大学も大学共同利用機関も独法化からいろいろな影響を受けている。例えば、教育や学術研究を中心としている国立大学および大学共同利用機

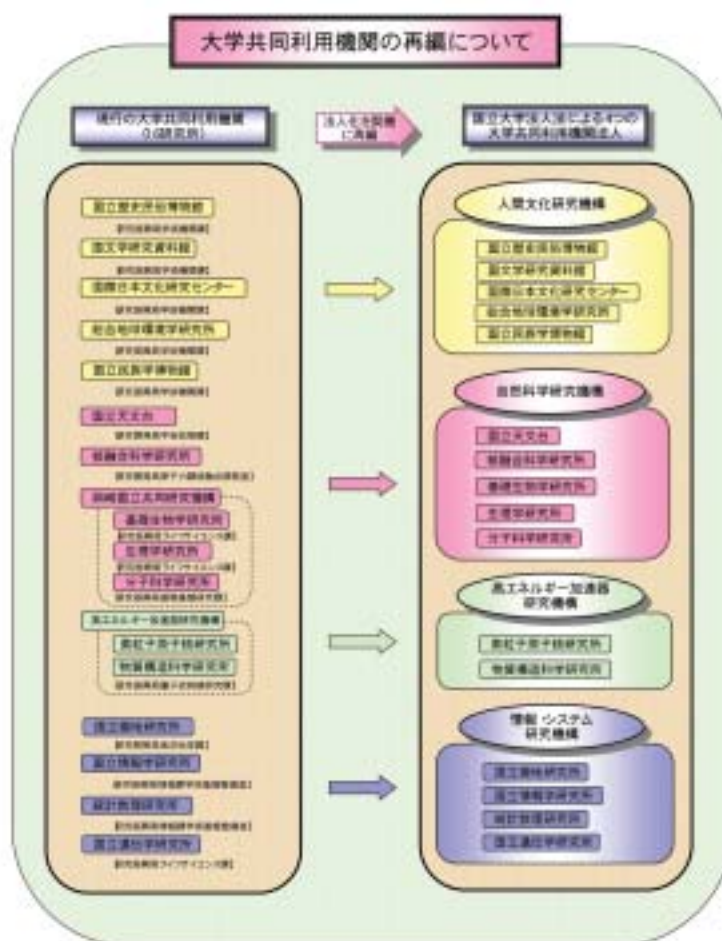


图 1

関の評価は、数値目標や効率化という側面が重視される独立行政法人とは本来、違うはずであるが、現時点で混乱がないわけではない。なお、国立大学法人法（資料１）では、文部科学大臣が中期目標を示す際の各法人の意見尊重、法人の長の選定における各法人の自主性、独立行政法人評価委員会と異なる評価委員会制度など、国立大学および大学共同利用機関の自主性・自律性を保証したものになっている。

自然科学研究機構の構成は図２のとおりである。国立大学法人法に従った組織と自然科学研究機構独自の組織がある。前者として、役員会、機構長選考会議、教育研究評議会、経営協議会がある。後者として機構会議、研究連携委員会、研究連携室がある。理事は５名であり、外部から理事を採用する必要があるため、５研究所の所長全員が理事になるわけではない。現在、着任順に４研究所長が理事を兼ねる（正確には、理事が研究所長を兼ねる）ことになっており、平成16年度においては分子研所長は理事ではない。理事数の制限によって研究所間でアンバランスな扱いにならざるを得ないなどの問題を回避し、５研究所のバランスを取って機構の運営に当たることが重要なため、自然科学研究機構では機構憲章（資料２）を掲げて、基本的な考え方を徹底するようにしている。その結果、自然科学研究機構では５研究所長全員を副機構長とし、副機構長全員が参加する機構会議を重視して、機構の運営にあたることと

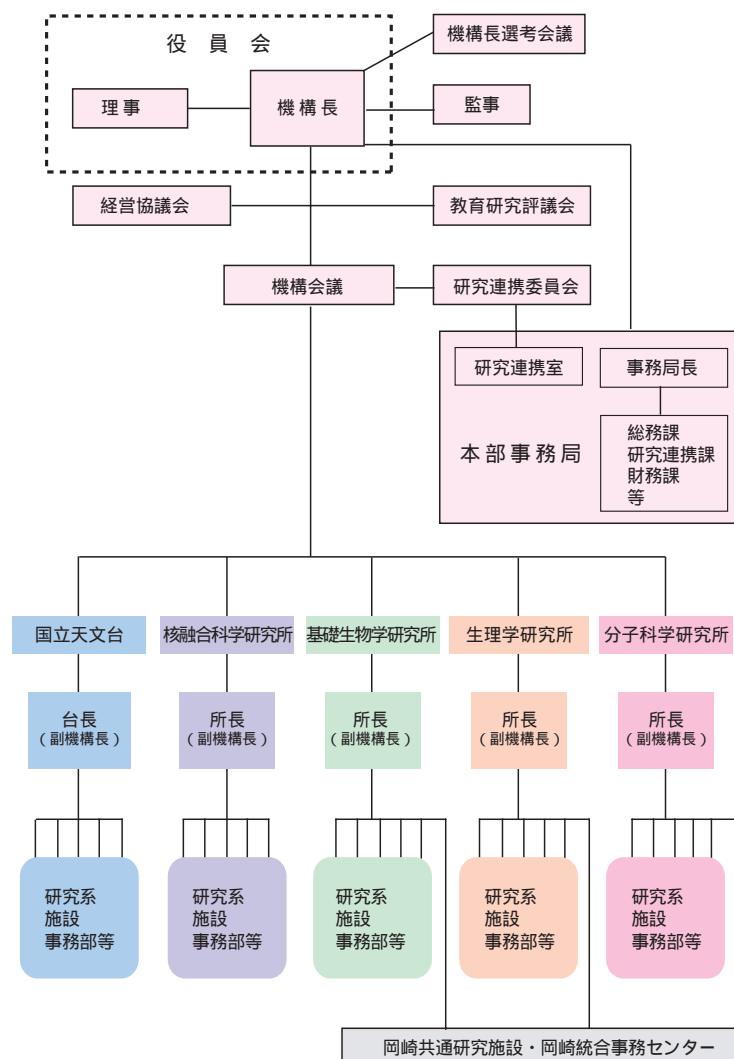


図 2

した。新しい法人を国立天文台，核融合科学研究所とともに構成することが決まって以来，諸々の問題について関係者で議論してきた。当初は自然科学研究機構という名称さえも議論の対象であった。これまでの会議等開催状況を資料3として添付した。

機構憲章にあるように，自然科学研究機構は独立の5研究所（構成機関）の連合体であり，研究所の中の問題はその研究所に任されている。図2には明記されていないが，内部組織として各研究所に運営会議（以前の運営協議員会）が，さらに分子科学研究所では教授会議も設置され，研究者人事や共同研究については従来と同じ方式に従って審議することになっている。これまで各研究所に置かれていた評議員会は法人化後はなくなったが，評議員会の機能である 所長選考（最終段階での選考），事業計画その他の管理運営に関する重要事項の検討のうち，については教育研究評議会，経営協議会の機構外委員を含む大学共同利用機関長選考委員会が各研究所（各大学共同利用機関）別に機構に設置されることになった。については運営顧問を研究所に置き，運営会議と連携をとることになった。

資料4に平成16年度から平成21年度までの6年間に対する自然科学研究機構の中期目標を，資料5に中期目標を達成するために立てた中期計画（予算関係の資料を除く）を示した。中期計画では5研究所で共通の計画を最初に掲げ，そのあと研究所別の計画を示している。例えば，分子研独自の人事政策等が明記されている。今後，中期計画に沿って年度計画を毎年立てて実行していくことになる。

資料1 国立大学法人法 抜粋（平成十五年七月十六日法律第百十二号）

第一章 総則

第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は，大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに，我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため，国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは，国立大学を設置することを目的として，この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは，別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは，大学共同利用機関を設置することを目的として，この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは，別表第二の第二欄に掲げる研究分野について，大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは，国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって，第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは，中期目標を達成するための計画であって，第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「年度計画」とは，準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8 この法律において「学則」とは，国立大学法人の規則のうち，修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

（教育研究の特性への配慮）

第三条 国は，この法律の運用に当たっては，国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

（国立大学法人の名称等）

第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は，それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は，それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

（大学共同利用機関法人の名称等）

第五条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は，それぞれ別表第二の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は，それぞれ同表の第二欄に掲げる研究分野について，文部科学省令で定めるところにより，大学共同利用機関を設置するものとする。

(法人格)

第六条 国立大学法人等は、法人とする。

(資本金)

第七条 各国立大学法人等の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5 国立大学法人等は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限)

第八条 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

第二節 国立大学法人評価委員会

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属せられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第十三条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員の任期)

- 第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。
- 2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員の欠格条項)

- 第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員の解任)

- 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとするときは、その役員を解任することができる。
- 4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。
- 5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

- 第十八条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

- 第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 経営協議会等

(経営協議会)

- 第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
- 一 学長
- 二 学長が指名する理事及び職員
- 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
- 4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
- 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項
- 5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

- 第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
- 一 学長
- 二 学長が指名する理事
- 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
- 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
- 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
- 三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項
- 4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

(業務の範囲等)

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 二 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 三 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 四 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(大学附属の学校)

第二十三條 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十四條 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。

二 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五條 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。

二 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項
- 三 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。
- 四 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。
- 五 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)

第二十六條 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十條第二項第三号」とあるのは「第二十七條第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一條第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八條第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第二款 経営協議会等

(経営協議会)

第二十七條 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 二 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事及び職員
- 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
- 三 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
- 四 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
- 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- 三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項
- 五 経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 六 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第二十八條 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

二 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名する理事
- 三 大学共同利用機関の長

- 四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
- 五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第二項第三号に掲げる者を除く。)のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの
- 三 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第四項第二号に掲げる事項を除く。)
 - 三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
 - 五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項
 - 六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
 - 七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 八 その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項
- 四 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 五 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

(業務の範囲等)

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
- 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
- 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果(第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。)を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
 - 2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
 - 3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 中期目標等

(中期目標)

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する事項
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 三 財務内容の改善に関する事項
 - 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
 - 三 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
- 3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

第四章 財務及び会計

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二 条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び債券)

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表、省略)

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第七条第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第三十條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四 第三十二條第一項又は準用通則法第四十四條第三項の規定による承認をしようとするとき。

五 準用通則法第四十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十七条 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 罰則 省略

附 則 省略

附則別表第一 一部のみ

旧設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関(以下「旧大学共同利用機関」という。)のうち、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

附則別表第二 省略

附則別表第三 省略

別表第一 省略
別表第二（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条関係）

大学共同利用機関法人の名称
研 究 分 野
主たる事務所の所在地、理事の員数

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究
東京都、四

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究
東京都、五

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究
茨城県、四

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な解明に関する研究
東京都、四

資料2 自然科学研究機構 機構憲章

自然の広く深い理解を目指す自然科学は、20世紀を通じて発展の速度を速め、人類の自然に関する理解は飛躍的に深まった。科学の急速な進展に伴って自然科学諸分野の境界は流動的となり、学問の総合化と新たな分野の創造が重要性を増している。

一方、21世紀の科学は、人類がその活動の拡大により直面するに至った複雑多様な課題への対応を迫られている。自然科学に携わる者には、高い問題意識を持ってこれらの課題に向き合い、豊かで永続的な人類社会の構築に貢献することが求められる。

学問の発展は本来、研究者の自由な発想と自律性を基本として達成されるものである。研究者が互いの創造的研究を尊重し、分野を超えて闊達に発言し協力してゆくことによって、社会に貢献しうる新たな学問の創出が可能となるであろう。

我々は、この理念に基づき、宇宙、物質、エネルギー、生命など広範な自然科学分野の研究を担う大学共同利用機関の連携と共同により、自然の理解を一層深め、社会の発展に寄与してゆくことを目指して、本憲章を制定するものである。

- 1) 本機構は、自然科学の多様な分野にわたる大学共同利用機関の連合体である。
- 2) 本機構は、広範な自然の解明に取り組む。
- 3) 本機構は、研究者の自由な発想と自律性を必須の基盤とし、新たな学問分野の開拓に努める。
- 4) 本機構の活動は、構成機関における創造的学術研究をその基本とする。
- 5) 本機構の構成機関は、互いの研究を尊重し対等の立場で機構運営に参画する。
- 6) 本機構の構成機関は、大学共同利用機関として各々の分野の研究者共同体に貢献する。
- 7) 本機構は、大学院教育に積極的に参画し、次世代の優れた人材を育成する。
- 8) 本機構は、機構外の研究組織との連携に努め、我が国における学術研究の強化に取り組む。
- 9) 本機構は、社会と連携し、外部に開かれた国際的研究組織として活動する。

資料 3 自然科学研究機構創設準備に関する会議等開催状況

○創設準備委員会（分子研委員：茅所長、小杉教授）

第1回	14年	7月	1日（月）	15:30	八重洲ターミナルホテル（東京）
第2回	14年	7月	22日（月）	13:30	名鉄ニューグランドホテル（名古屋）
第3回	14年	8月	14日（水）	13:30	名鉄ニューグランドホテル（名古屋）
第4回	14年	8月	28日（水）	14:30	国立天文台（東京三鷹）
第5回	14年	9月	21日（土）	11:00	岡崎機構（岡崎）
第6回	14年	10月	2日（水）	11:00	核融合科学研究所（土岐）
第7回	14年	10月	22日（火）	14:00	岡崎機構（岡崎）
第8回	14年	11月	8日（金）	13:00	東京ガーデンパレス（東京）
第9回	14年	11月	29日（金）	13:00	学術総合センター（東京）
第10回	14年	12月	14日（土）	13:00	名古屋都市センター（名古屋）
第11回	15年	1月	16日（木）	13:30	学術総合センター（東京）
第12回	15年	2月	7日（金）	13:30	名古屋都市センター（名古屋）
第13回	15年	1月	24日（月）	13:00	国立天文台（東京三鷹）
第14回	15年	3月	4日（火）	16:30	東海大学校友会館（東京）
第15回	15年	3月	27日（木）	13:00	メルパルク名古屋（名古屋）
第16回	15年	4月	11日（金）	13:00	K K Rホテル東京（東京）
第17回	15年	4月	21日（月）	13:00	金山ブラザホテル（名古屋）
第18回	15年	5月	14日（水）	14:00	東海大学校友会館（東京）
第19回	15年	5月	20日（火）	13:00	金山ブラザホテル（名古屋）
第20回	15年	6月	18日（水）	11:00	核融合科学研究所（土岐）
第21回	15年	6月	27日（金）	11:00	学士会館（東京）
第22回	15年	7月	16日（水）	11:00	岡崎機構（岡崎）
第23回	15年	8月	7日（木）	9:30	学術総合センター（東京）
第24回	15年	8月	25日（月）	13:00	ルプラ王山（名古屋）
第25回	15年	9月	12日（金）	13:30	名古屋都市センター（名古屋）
第26回	15年	9月	29日（月）	13:30	学士会館（東京）
第27回	15年	10月	20日（月）	15:30	岡崎機構（岡崎）
第28回	15年	11月	5日（水）	13:30	名古屋都市センター（名古屋）
第29回	15年	11月	20日（水）	13:30	砂防会館（東京）
第30回	15年	12月	3日（水）	13:30	名古屋都市センター（名古屋）
第31回	15年	12月	22日（月）	13:30	K K Rホテル東京（東京）
第32回	16年	1月	15日（木）	13:30	名鉄ニューグランドホテル（名古屋）
第33回	16年	2月	10日（火）	13:30	K K Rホテル名古屋（名古屋）
第34回	16年	3月	8日（月）	13:30	K K Rホテル名古屋（名古屋）
第35回	16年	3月	31日（水）	16:00	自然機構東京連絡所（東京）

○人事制度分科会（分子研委員：中村教授（14年度） 薬師教授（15年度））

第1回	14年	8月	14日（水）	10:30	名古屋ガーデンパレス（名古屋）
第2回	14年	9月	21日（土）	9:00	岡崎機構（岡崎）
第3回	14年	10月	2日（水）	9:30	核融合科学研究所（土岐）
第4回	14年	10月	22日（火）	11:00	岡崎機構（岡崎）
第5回	14年	11月	8日（金）	16:00	東京ガーデンパレス（東京）
第6回	14年	11月	29日（金）	10:30	学術総合センター（東京）
第7回	15年	1月	16日（木）	10:30	学術総合センター（東京）
第8回	15年	2月	7日（金）	10:30	名古屋都市センター（名古屋）
第9回	15年	2月	24日（月）	10:30	国立天文台（東京三鷹）
第10回	15年	3月	4日（火）	13:00	東海大学校友会館（東京）
第11回	15年	3月	27日（木）	9:00	メルパルク名古屋（名古屋）
第12回	15年	4月	11日（金）	9:00	K K Rホテル東京（東京）
第13回	15年	4月	21日（月）	9:00	金山ブラザホテル（名古屋）
第14回	15年	5月	14日（水）	10:30	東海大学校友会館（東京）
第15回	15年	6月	4日（水）	14:30	金山ブラザホテル（名古屋）
第16回	15年	6月	27日（金）	15:00	学術総合センター（東京）
第17回	15年	7月	16日（水）	9:00	岡崎機構（岡崎）
第18回	15年	8月	7日（木）	13:30	学術総合センター（東京）
第19回	15年	9月	12日（金）	10:30	名古屋都市センター（名古屋）
第20回	15年	10月	14日（火）	14:00	金山ブラザホテル（名古屋）
第21回	15年	11月	5日（水）	9:30	名古屋都市センター（名古屋）
第22回	15年	11月	18日（火）	14:00	金山ブラザホテル（名古屋）
第23回	15年	12月	3日（水）	9:30	名古屋都市センター（名古屋）
第24回	15年	12月	22日（水）	10:00	K K Rホテル東京（東京）
第25回	16年	1月	15日（木）	9:30	名鉄ニューグランドホテル（名古屋）
第26回	16年	2月	10日（火）	10:00	K K Rホテル名古屋（名古屋）
第27回	16年	3月	3日（水）	14:00	学術総合センター（東京）

○中期目標・計画分科会（分子研委員：小杉教授）

第1回	14年	7月	12日（金）	10:00	名鉄ニューグランドホテル（名古屋）
第2回	14年	8月	5日（月）	13:30	愛知厚生年金会館（名古屋）
第3回	14年	8月	28日（水）	11:00	国立天文台（東京三鷹）
第4回	14年	9月	19日（木）	16:30	グランドアーク半蔵門（東京）

第5回	14年	10月10日(木)	10:00	K K Rホテル東京(東京)
第6回	14年	11月1日(金)	14:00	岡崎機構(岡崎)
第7回	14年	12月14日(土)	10:30	名古屋都市センター(名古屋)
第8回	15年	1月11日(土)	15:00	安保ホール(名古屋)
第9回	15年	2月6日(木)	16:00	金山プラザホテル(名古屋)
第10回	15年	2月24日(月)	9:00	国立天文台(東京三鷹)
第11回	15年	3月15日(土)	10:30	東京グリーンパレス(東京)
第12回	15年	4月3日(木)	14:00	名古屋都市センター(名古屋)
第13回	15年	4月17日(木)	14:00	金山プラザホテル(名古屋)
第14回	15年	5月14日(水)	13:00	東海大学校友会館(東京)
第15回	15年	5月27日(火)	14:00	K K R名古屋(名古屋)
第16回	15年	7月16日(水)	9:00	岡崎機構(岡崎)
第17回	15年	7月31日(木)	10:30	学術総合センター(東京)
第18回	15年	8月22日(金)	15:00	学術総合センター(東京)
第19回	15年	9月4日(木)	10:30	T V会議(View Station)
第20回	15年	9月19日(金)	17:00	T V会議(View Station)
第21回	15年	10月9日(木)	13:00	T V会議(View Station)
第22回	15年	11月28日(金)	17:00	T V会議(View Station)
第23回	15年	12月3日(水)	17:30	T V会議(View Station)
第24回	15年	12月22日(月)	17:00	学士会館(東京)
第25回	16年	3月8日(月)	11:00	K K Rホテル名古屋(名古屋)
第26回	16年	3月19日(金)	10:00	T V会議(View Station)
第27回	16年	3月30日(火)	13:00	T V会議(View Station)

○事務担当者会議 14年7月10日～16年1月22日 全15回開催

○財務会計部会 14年7月22日～15年3月13日 全10回開催

○連携WG(分子研委員:西教授、横山教授)

第1回	16年	2月3日(火)	14:00	名鉄グランドホテル(名古屋)
第2回	16年	2月23日(月)	14:00	ホテルアソシア名古屋ターミナル(名古屋)

○法人化準備委員会(自然科学研究機構検討委員会)

(分子研委員:土屋評議員、西川運営協議員、小杉教授)

(その他:茅所長、中村教授)

第1回	15年	6月6日(金)	13:30	学術総合センター(東京)
第2回	15年	7月31日(木)	13:30	学術総合センター(東京)
第3回	15年	9月8日(月)	14:00	学術総合センター(東京)
第4回	15年	9月29日(月)	10:00	学術総合センター(東京)
第5回	15年	10月27日(月)	9:30	学術総合センター(東京)
第6回	16年	3月3日(水)	10:30	学術総合センター(東京)

資料4 大学共同利用機関法人自然科学研究機構中期目標 (平成16年4月1日～平成22年3月31日)

(前文) 研究機構の基本的な目標

国立大学法第30条の規定により、大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「本機構」という。)が達成すべき業務運営の目標を定める。

大学共同利用機関法人である自然科学研究機構は、天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学等、自然科学分野の拠点的研究機関として、先端的・学際的領域の学術研究を行い、大学共同利用機関としての責任を果たすとともに、自然科学分野における学術研究成果の世界への発信拠点としての機能を果たす。

大学の要請に基づいて特色ある大学院教育を推進するとともに、若手研究者の育成に努める。

適切な自己点検や外部評価を行い、学術の基礎をなす基盤的研究に加え、先進的装置の開発研究等のプロジェクト的研究、自然科学分野の関連する研究組織間の連携による学際的研究の推進を図る。

これらの基本的な役割を果たすため、本機構の中期目標は以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

II 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標

1 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本機構は、宇宙、物質、エネルギー、生命等に関わる自然科学諸分野の学術研究を積極的に推進する。

複数の基礎学術分野の連携によって新たな学術分野の創成を目指す。

天文学及びその関連分野では、大型観測装置等を用いて、高水準の研究成果を達成するとともに、理論的研究、先端的観測装置等の開発研究並びに必要な事業を行う。

また、天象観測並びに暦書編製、中央標準時の決定及び現示並びに時計の検定に関する事務を行う。

国立天文台は、米国に設置されたハワイ観測所においても業務運営を円滑に実施する。

エネルギー科学分野、とりわけ核融合科学分野では、我が国における核融合科学研究の中核機関として、大学や研究機関と共に核融合科学及び関連理工学の発展を図る。環境安全性に優れた制御熱核融合の実現に向けて、大型の実験装置や計算機を用いた共同研究から、国際協力による核融合燃焼実験への支援までを含む日本全体の当該研究を推進する。

基礎生物学分野では、生物現象の基本原理解に関する総合的研究を行い、卓越した研究拠点として基礎生物学分野の発展に寄与する。

生理学(医科学、基礎医学)分野では、分子、細胞、個体等のレベルの研究とそれらの統合により、脳神経系を中心とするヒト及び動物の生体の機能とメカニズム及びその病態の理解の発展に寄与する。

分子科学分野では、物質・材料の基本となる分子及び分子集合体の構造、機能、反応に関して、原子及び電子のレベルにおいて究明することにより、化学現象の一般的法則を構築し、新たな現象や機能を予測、実現する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

先端的で創造的な学術研究を持続的に可能とする研究体制を構築する。また十分な研究支援体制の確保に努める。

研究水準を向上させるため、外部評価を定期的に行い、その結果に基づき、研究者の適切な再配置と研究環境の改善を行う。

知的財産の創出、取得、管理、活用に関する体制を整備する。

2 共同利用等に関する目標

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標

本機構は、各専門分野に関して研究活動の充実を図るとともに、国内外の研究者との共同利用・共同研究を一層推進する。

大学の当該分野の中核的組織として、各種情報の提供、ネットワークの要としての役割を果たす。

研究者コミュニティに開かれた体制の下に資源配分を行い、様々な研究情報を提供して、共同利用・共同研究の活性化を図る。

国際的レベルの研究水準を維持し、先端的研究・開発を達成する。

高速ネットワークを利用した共同研究の実施について積極的に検討を行う。

国立天文台は、米国に設置されたハワイ観測所においても、共同利用を円滑に実施する。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標

大学共同利用機関として適切な共同利用施設を設置し、研究資源の提供を行い、所内外、国内外の研究者の共同利用に広く供するとともに、共同利用研究者、学識経験者の参加を得て、施設の人員配置、設備整備等を見直し、適切な運営に当たる。

共同利用・共同研究に携る研究者・技術者の養成や、研究グループの育成に努める。

共同利用・共同研究の活動や成果を内外に発信するための体制を構築する。

共同利用・共同研究に関して、より良い形態を求めるための評価並びにフィードバックシステムを構築する。

3 教育に関する目標

(1) 大学院への教育協力に関する目標

大学における大学院教育に携わり、大学院生に対し、本機構内研究者による高度で先端的な研究指導を行い、本機構が整備・維持管理する各種研究装置を活用し、高度な研究者や職業人の育成に努める。

広く大学院生を受入れ、我が国の自然科学及び関連分野の広範な発展に努める。

総合研究大学院大学との緊密な連携・協力により大学院教育を行う。

(2) 人材養成に関する目標

研究拠点として各種ポストドクトラル・フェローシップを設計し、若手研究者の育成に積極的に努める。

4 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

研究成果を社会に公表し、共同研究や受託研究等、社会との連携を推進する。

社会に対して自然科学に対する理解を深める活動を行う。

我が国の代表的な自然科学分野の学術機関として、学術の発展のため国際交流に積極的に努める。

(2) その他

自然科学における各専門分野の情報発信の拠点を形成する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

機構長及び研究所長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。

外部有識者を含めて機構内部で、組織・運営、研究・事業について評価を実施し、本機構の業務運営の改善及び効率化に反映させる体制を整備する。

戦略的な資源配分や研究環境の整備に努め、研究成果の一層の向上を目指す。

技術職員、事務職員の専門性等の向上を目指す。

2 研究組織の見直しに関する目標

外部評価を踏まえ、本機構の多様な研究組織を見直し、機動的かつ柔軟なものとする。

3 人事の適正化に関する目標

柔軟かつ多様な人事システムの構築を促進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

情報化や外部委託を含め、業務及び組織体制の見直しを行い、効率的で合理的な事務処理体制を整備する。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金その他の自己収入の増加に努めると共に、各事業年度の収支計画を作成し、当該収支計画に沿った効率的な運営に努める。

2 経費の抑制に関する目標

適切な財務内容の実現を図るため、合理的な管理及び計画的、かつ、効率的な予算執行を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産については、その種類に応じて効果的効率的な運用管理を行う。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に係る目標

自己点検及び外部評価を実施し、それらの結果を適切な形で公表して社会への説明責任の一端を果たすと共に、評価結果を機構運営の改善に反映させる。

2 広報及び情報公開等の推進に関する目標

国民に開かれた研究機構として、研究成果等の広報活動、運営諸規則及び施設の公開等を実施し、積極的に国民や研究者に対して情報の発信を行う。

国民に対して自然科学に関する正しい知識や情報を広く迅速に提供し、我が国の知的基盤の向上を図る。

国民に対しての信頼性を高め、職員の規律を図る。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

施設設備の整備・利用状況等を点検し、研究スペースの利用の適性化を図るとともに、施設整備に関する長期計画を策定し、計画的な施設管理・整備を図る。

共同研究に対する研究環境を整備する。

2 安全管理に関する目標

労働安全衛生法等、各種法令等に適合した安全管理・事故防止に努める。

資料5 大学共同利用機関法人自然科学研究機構中期計画（VI以降を省略）
（平成16年4月1日～平成22年3月31日）

I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「本機構」という。）は、天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学等、自然科学分野（以下「各分野」という。）における研究所等の役割と機能を充実させる。

また、統合バイオサイエンスセンターにおける研究の推進など、研究所間の連携による新たな分野形成の可能性を検討する。

国際専門誌上や国内外の学会、討論会等で研究成果を積極的に公表する。

研究所等に研究所長等の諮問機関として所外研究者を含む運営会議を置き、共同研究計画に関する事項、研究者人事等に関する事項及びその他機関の運営に関する重要事項で研究所長等が必要とするものについて諮問する。

各専門分野において国内の外部委員を含む委員会にて自己点検を行い、国際的に第一線で活躍する著名な研究者による評価に基づいて研究水準・成果の検証を行う。

自らの研究水準を高めるとともに、高度な研究者を養成し大学等研究機関に輩出する。

各分野の特記事項を以下に示す。

（国立天文台）

広範な天文学分野において、太陽系からビッグバン宇宙までを研究対象として高水準の研究成果を生み出す。国内観測所及び観測施設を活用した最先端の観測天文学の推進を行う。

また、超高速計算機システムを活用したシミュレーション研究や理論天文学の更なる推進を目指す。

人類が未だ認識していない宇宙の未知の領域を開拓するため最先端の技術を用いて新鋭観測装置の開発・整備に努めるとともに、また新たな科学技術の基盤の創成に寄与する。このため、大型望遠鏡、観測装置、計算機等の開発研究や整備及び運用を円滑に行う。

国際観測施設であるハワイ観測所において、高水準の研究成果を達成する。

国際協力事業としてのアタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計の建設（以下「アルマ計画」という。）を開始して、全装置の完成前でも一部の装置を用いて部分観測を始める。また、それに必要な経費・人員・体制の整備を行う。

先端的電子技術、情報処理技術、データ利用技術を天文学と融合することにより、新たな分野を開拓する。

太陽観測、月探査、位置天文、電波天文、赤外線天文分野等を軸として、スペース天文学の基礎開発研究を推進する。

光学赤外線望遠鏡、電波望遠鏡又は超長基線電波干渉計（VLBI）観測網の充実等、観測装置の開発研究を進めるため、国内大学及び海外の研究機関との連携・協力を図る。

天象観測の成果として、暦象年表を毎年発行すると共に、暦要項として官報に掲載し、一般公衆に広く公表する。

中央標準時の決定及び現示を行い、国際原子時及び世界時の決定に寄与し、依頼に応じ、時計の検定を行う。

（核融合科学研究所）

制御熱核融合の実現を目指した核融合科学とその基盤となるプラズマ物理学、炉工学などにおいて、学術的体系化を図り、世界に先駆けた成果を上げる。

大型ヘリカル実験装置（LHD）の性能を最大限に発揮させ、環状プラズマの総合的理解と核融合炉心プラズマの実現に向けた学術研究を行う。このためにプラズマ加熱機器及び計測機器の整備・増強、装置の改良を進め、核融合炉心プラズマを見通せるLHDプラズマの高性能化を目指す。

プラズマの高性能化に必要な物理機構の解明を、研究所や大学・附置研究所・センターの装置・設備を有機的に活用し、双方向型共同研究として進める。さらなる閉じ込め改善を実現するための先進的な磁場配位を持つ新規実験装置の検討を、コミュニティの共通の課題として推進する。

核融合プラズマ閉じ込めの物理機構解明及びその体系化を進めるとともに、それを支える基礎研究としての複雑性の科学を探索するため、理論・シミュレーション研究を推進する。このため大型シミュレーション研究用解析装置を積極的に活用する。

核融合炉を目指した大学の炉工学研究の中核として、炉工学研究の集約と学術的体系化を推進するとともに、関連する幅広い工学研究の進展に寄与する。

基礎プラズマ科学や極限の条件下におけるプラズマ研究、原子分子データ等の核融合基礎データの評価・集積、環境や安全性等核融合の社会的受容性に関する研究の一層の推進など、核融合を巡る幅広い分野で共同研究の中心機関として活動する。

（基礎生物学研究所）

細胞生物学、発生生物学、進化多様性生物学、神経生物学、環境生物学、理論生物学等の基盤研究をさらに強化発展させ、独創的で世界を先導する研究を創成、推進する。

基礎生物学研究所独自の装置（大型スペクトログラフ等）、生物資源（モデル生物等バイオリソース）の一層の充実により、高水準の研究基盤をつくる。

バイオインフォーマティクス等、実験生物学と理論生物学との融合による先端的研究を強化する。

今後の生物学に必要とされる、研究材料の発掘、技術の導入をととして、新しい生物学の展開を推進する。

（生理学研究所）

分子生物学、細胞生理学、生物物理学、神経解剖学、神経生理学、神経発生学、感覚情報生理学、認知行動学、病態生理学等広範な生理学分野及び関連分野において、ヒト及び動物の生体の機能とメカニズムを解明するため、共同研究を含む世界的に高水準な研究基盤を発展強化する。

非侵襲的計測技術及び遺伝子改変技術を含めた方法を用い、個体の認知・行動機能や生体恒常性維持機構の発達・適応過程の研究を行う。

生命現象を担うナノスケールの分子複合体（超分子）の構造と機能を解析する研究を進める。

分子・細胞のレベルで得られた生体の働きと仕組みに関する知見を器官・個体レベルの機能として統合し、それらをシステムとして理解する研究を進める。

神経細胞や神経回路網の研究から認知・行動などの高次脳機能の解明や心のメカニズムの解明に迫るとともに、脳神経疾患における病態解明のための基礎的研究を進める。

(分子科学研究所)

分子科学分野において、光・X線・電子線・磁場等の外場、極低温等を利用する最先端の物理化学的方法、分子物質の設計・合成手法、超高速計算機による理論シミュレーション等を駆使し、分子及び分子集合体の構造・機能等に関する実験研究並びに理論研究を行う。

化学反応や分子物性を支配する普遍的な因子を理論的に解明し、反応予測や新物性の設計を可能とする分子理論を構築する。

精緻で高度な分子分光法を発展させ、分子や分子集合体の状態評価手法としての確立を図る。併せて、実用的な物性評価装置、計測装置を提案する。

分光学や光化学反応の光源として、新しいレーザーの開発及び放射光による極端紫外光源の開発を行い、さらに化学反応動力学や新物質創成等の利用研究を推進する。

新しい機能を有する分子、ナノスケール分子素子、分子性固体等を開発し、物質開発の指針を確立するための物性研究を行う。

実験では解明不可能な化学現象・物理現象の根元的な理解を深めるため、理論及びコンピュータシミュレーションによる研究を進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

本機構に研究連携委員会及び研究連携室を設置して、研究所等との研究連携並びに研究交流の促進を図る。

本機構研究連携室を中心に知的財産の創出・取得・管理・活用を積極的に行うため、システムを整備し、効果的な活用を促進する。

各研究所等は、定期的に自己点検及び外部評価を行い、その結果に基づき、研究の質の向上に努めるとともに適正な研究実施体制等の整備を図る。

適切なポストドクトラル・フェローシップの構築を検討する。また、研究支援を行うスタッフの充実と資質の向上を図る。

他研究機関、大学、企業との研究者の交流を促進するための研究部門の充実を図る。

本機構内の共通施設、センターとの兼担制度を設け、境界領域の分野の発展を促す。

各分野の特記事項を以下に示す。

(国立天文台)

プロジェクト研究の推進に関しては、従来の研究系等にとらわれない適切な責任と計画性を発揮できる体制を導入する。

プロジェクトの立ち上げ・廃止、研究経費・人材等リソースの配分に関しては、評価に基づいて企画調整する体制を確立する。

基盤研究や個人の自由な発想に基づく研究体制を整備する。

(核融合科学研究所)

集約的研究成果を生み出すために、柔軟かつ有機的な運営が可能な組織を目指し、これまでの研究系やセンターの機能を見直しで新たな組織改編を行う。

大学等との連携協力体制の強化に加え、大学等における研究への支援体制を強化する。

超高密度プラズマ等の学術基盤の発展を図るために、慣性核融合研究分野での連携協力を進める。

国際共同研究を推進するための研究支援体制を作る。

(基礎生物学研究所)

柔軟な研究組織への改編を行うことにより、自由な発想から生まれる研究や研究グループ間の共同研究を促進する。

基盤研究の大きな発展を逃さず、重点的な人材や研究資金の配分を行う。

国内外の研究者を組織して継続した研究会を開催し、萌芽的な学術研究を推進する。

共同研究事業を見直し、国内及び国際的な共同研究を拡充することによって生物学の知の拠点形成を目指す。

(生理学研究所)

基盤研究の育成に定常的に力を注ぐとともに、大きく展開し始めた研究分野には、短期集中的な取組を行う。

新たな研究領域の開拓のために組織体制の再編成を図り、弾力的な運用を行うとともに、必要な研究教育・技術職員の充実を図る。

(分子科学研究所)

大学との連携を基に一定期間、分子科学研究所の一員として研究に専念できる制度の構築に努める。

研究系と施設が適切に連携した柔軟性ある組織に再編・整備するとともに、研究成果を上げるため、研究設備の利用促進と整備を行う。

2 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置

各専門分野における共同利用・共同研究の内容や水準を向上させるための基本的方策を策定し、具体的運営に関して、運営会議に諮り審議する。

各専門分野において成果を上げるため、本機構の所有する特徴ある大型装置や大型施設を活用した共同利用・共同研究を推進する。また、共同研究の相手方機関の設備・研究環境も活用できるよう、必要に応じて本機構研究者を派遣する等、双方向性のある研究体制を整備する。

共同利用公募を行い、利用者の代表を含む委員会で、審査によりテーマを採択する。共同利用・共同研究の運用全般について外部委員を含む委員会で検証し、検証結果を運用に反映させる。

我が国の代表的な学術研究機関として、各専門分野の国際的窓口としての機能を向上させ、国際的共同研究、相互の共同利用及び国際的協定に基づいた様々な協力活動を積極的に行う。

共同研究・共同利用の実施、募集、成果等について情報公開を積極的に行い、新たな利用者や研究者の発掘に努めるとともに、利用者の便宜に供する。

共同利用・共同研究環境の整備強化や情報ネットワーク等インフラストラクチャーの整備を行う。

コミュニティの研究者の参画を得て計画の具体的立案及び研究課題の抽出を行う。

国内外との共同利用・共同研究を通じて学際的な研究の推進にも恒常的に取り組む。

共同利用・共同研究を推進するため、高度な実験・観測装置を開発整備する。

各分野の特記事項を以下に示す。

(国立天文台)

米国に設置されたハワイ観測所に関しては、円滑な共同利用・共同研究が可能なように体制を整えて、運営に当たる。共同利用・共同研究により高い研究成果を達成する。

野辺山宇宙電波観測所、野辺山太陽電波観測所、岡山天体物理観測所、水沢観測所、天文学データ解析計算センター、天文機器開発実験センターにおいては広範な共同利用・共同研究を実施して、質の高い研究成果を上げる。

国際プロジェクトに積極的に参加し、応分の負担を行うとともに、それに合った観測時間を獲得し、これを共同利用に供する。特に、アジア、環太平洋地域との協力を重視する。

(核融合科学研究所)

大型ヘリカル装置 (LHD) などの実験装置を用いた共同利用・共同研究を推進するために、環境を整備する。

大型シミュレーション研究を一つの学問・学際分野として確立することを目指し、大型計算機システムを活用した共同利用・共同研究を推進する。

実験・理論双方からの基礎プラズマ科学研究を推進する体制の充実を図る。核融合に関するデータの収集等に当たっては、共同研究委員会の下に組織された作業会等を活用する。

大学の炉工学研究の集約と推進のため、炉工学分野の共同研究・共同利用機能の充実を図る。

(基礎生物学研究所)

従来の大型スペクトログラフ施設の発展・充実を図り、世界に唯一の同施設の共同利用・共同研究を一層拡大するための環境整備を行う。

生物学研究者コミュニティの意見を反映した質の高い国際カンファレンスを開催することにより、国際的な生物学の知の拠点を形成する。

形質転換生物研究施設及び培養育成施設を再編・拡充し、高水準の施設維持、技術開発を行うため、設備、人員等組織の強化を図る。

(生理学研究所)

研究の高度化に対応するため、動物施設等の整備を行うとともに、疾患モデル動物等作成のための設備整備と技術開発を行う。

生理学実験に必要な動物資源の確保に努める。

(分子科学研究所)

放射光及びレーザーを光源とする先端的光科学研究設備について、高度な共同利用・共同研究を推進する。また、国内外の放射光科学の研究動向を見極めて大型研究施設の整備を進める。

巨大計算に向かっていく計算科学、生物分子科学、ナノ分子科学の国内外における動向を見極めて超大型計算機の整備を進め、高度な共同利用・共同研究を推進する。また、超高速コンピュータ網形成プロジェクト (NAREGI) 【 H15 ~ 19 までの期限付きプロジェクト 】を推進する。

高磁場核磁気共鳴装置等の先端的分光分析・物性評価装置について、高度な共同利用・共同研究を推進する。

(2) 共同利用等の実施体制等に関する目標を達成するための措置

本機構に属する研究所等は、それぞれの特徴を生かして共同利用等の実施体制等に関して以下のような措置をする。

国内外の研究者との幅広い共同利用・共同研究を実施するための必要な施設、設備の研究環境を整備するとともに資源配分の公平性と透明性を図り、積極的な推進及び円滑な運営を目指して、組織、体制を構築する。

資金・設備等を活用し、萌芽的研究及びその共同研究を進める。

共同利用・共同研究の成果は、出版物等多様なメディアを利用し公表する。

共同利用・共同研究の運営・成果に関する外部評価を行い、その結果を将来構想等に反映させる。

共同利用・共同研究における技術者の技術力向上のため、研修等を実施する。

特別共同利用研究員等若手研究者に対する研究支援の強化を図る。

共同利用者の宿泊施設等の研究環境を整備する。

実験・観測データの公開を一層進めるとともに、広く利用できるデータベースを構築する。

各分野の特記事項を以下に示す。

(国立天文台)

新たな共同利用施設の構築を目指してアルマ計画を推進する。

(核融合科学研究所)

大学及び研究機関にある研究者コミュニティとの双方向性を持った共同研究を推進するための制度を新たに構築する。

3 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

大学共同利用機関としての特長を生かした特色ある教育を実施する。大学院教育を機構の重要項目として位置づけ、総合的に大学院教育を検討する組織を機構に設ける。また、具体的事項 (受託、単位認定、研究教育等) について検討する組織として、各研究所に委員会を設置する。

研究所等は、総合研究大学院大学と緊密に連携・協力し、特色ある大学院博士課程教育を以下の専攻において実施する。

ア 核融合科学研究所に設置された核融合科学専攻

イ 基礎生物学研究所に設置された分子生物機構論専攻

ウ 国立天文台に設置された天文科学専攻

エ 生理学研究所に設置された生理科学専攻

オ 分子科学研究所に設置された構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻

東京大学大学院理学系研究科、名古屋大学大学院理学研究科、同工学研究科との協力による大学院教育を実施する。

研究所等は、国立大学法人の要請により連携大学院制度や特別共同利用研究員制度により大学院教育に協力する。

リサーチアシスタント制度の活用などにより、大学院生に対する支援を行う。

学生に多様な教育の機会を与え、カウンセリングなど心と体のケアにも配慮する。

(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置

本機構は以下のように、各種ポストドクトラル・フェローシップを整備し、若手研究者の育成と流動化の促進に努める。

大学院修了後やポストドクトラル・フェローシップ任期終了後の活動状況の把握に努め、今後の方策の指針とする。
本機構で教育指導を受けた大学院生等の博士号取得後の進路について、若手研究者の流動化の一環として国内外の研究機関への異動を推奨する。
大学院生・博士号取得者の処遇改善方策について検討する。

各分野の特記事項を以下に示す。

(基礎生物学研究所)

所内及び所外研究者コミュニティの提案により、我が国における研究レベルの向上と若手研究者の養成のためバイオサイエンストレーニングコースを開催する。

(生理学研究所)

我が国における研究レベルの向上と若手研究者の養成のため、生理学及び関連分野の実験技術に関するトレーニングコースを開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

本機構は以下のように、社会との連携や国際協力等に関して具体的な計画を推進する。

自然科学研究における基礎的研究の重要性を広く社会・国民に訴え、得られた研究成果を国民と共有できるように広報・情報発信に努める。

高度な技術力を持つ企業と様々な連携を図り、企業や企業内研究者との共同研究を進めるための方策について検討する。

研究成果やノウハウの活用のため、各種審議会、地方公共団体の委員会等への積極的な参加を推奨する。一般講演会、ホームページ、資料等を通じて広く一般社会への情報発信に努める。産業界に向けた研究成果や技術成果の発信にも努める。

生涯学習・学校教育・専門家教育面で地域からの要請に積極的に対応する。

研究成果を海外や国内の大学・研究機関の研究者へ積極的に公開する。国際会議や学会の企画、および様々な情報発信媒体(ホームページ、パンフレット、解説資料(英語版も整備))を通じて公表する。

国際シンポジウム・国内研究会を積極的に実施して、国内研究者の研究活動を支援する。会議の立案、サポート体制等、具体的な実行案を策定する。

科学技術協力事業、二国間、多国間等政府・機構・研究所レベルの国際共同研究事業を一層推進する。

海外研究者、留学生、博士号取得者の受入れを推進するための制度の基礎整備を図る。

(2) その他

図書、雑誌(電子ジャーナルを含む)の充実を図り、各専門分野の情報センターとしての機能を拡充する。

本機構本部、研究所等間のネットワーク等の整備を行い、情報連絡の効率的運用を図る。ネットワークセキュリティにも留意する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

本機構の運営に際して、研究所等の活動状況を適切に反映させるため、機構に研究所長等を含む機構会議を置く。

本機構においては、広く研究情報の収集に努め、機構としての研究の指針を検討する。また、多様な研究需要への対応や新たな分野の開拓等を可能にする体制の整備を図る。

研究計画その他の重要事項について専門分野ごと及び境界領域・学際領域ごとに外部学識者からの指導・助言に基づき業務運営の改善、効率化を行い、機動的かつ柔軟な研究体制の整備を図る。

研究所長等は、副所長、研究総主幹、研究主幹・施設長等とともに研究体制・共同利用体制の充実を図る。

分子科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所の所長は、運営会議に加えて、機動的・戦略的運営を図るため、定期的に教授会議を開催する。

技術職員、事務職員の専門的能力の向上を目指すため、研修、研究発表会等への積極的な参加を促す。

2 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

自己点検や外部評価を踏まえ、機構長及び研究所長等のリーダーシップの下に研究組織の見直しを図る。

研究者の自由な発想に基づく基礎研究を基本的活動とするために、研究体制について見直しを図る。

共同利用を円滑に行うための研究体制やプロジェクト型研究に対する研究体制について客員制度を含めて見直しを図る。

3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

公募制を取り入れ、研究教育職員の人事選考の透明性を確保する。

各専門分野に適した任期制を導入して、研究教育職員の流動化・活性化を図る。また、分子科学研究所においては内部昇格禁止の制度も導入する。

外国人研究者の採用を促進して、国際的な研究機関として広い視点を取り込む。

事務職員について、大学、研究機関等との人事交流を推進する。

技術職員及び事務職員について、国家公務員採用試験に代わる適切な採用方法を探る。

技術職員及び事務職員について、適切な勤務評価制度を導入する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

本機構、国立天文台、核融合科学研究所及び岡崎3機関(基礎生物学研究所、生理学研究所及び分子科学研究所をいう。)に事務組織を設け、重複事務を避ける等、効率的に業務を遂行するため各々の権限と義務を明確化する。

事務処理、技術支援の内容を定期的に見直し、事務組織に流動性を持たせ、専門性に依拠して外部委託等を検討する。

情報ネットワークを整備し、事務の情報化、会議の合理化等を図り、事務及び運営の効率化に努める。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

本機構の研究成果等研究活動の広報普及に努めるとともに、寄付及び受託研究等の受入れ手続きの簡素合理化を図るなど、受入れ体制を整備する。

特許等の取得手続きの組織体制を整備するとともに、知的財産に関する講習会の開催などにより、組織全体としての意識向上を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

必要に応じ定型業務等の外部委託を行う等、管理業務の合理化を図るとともに、効率的な機構運営を行うこと等により、経費の節減に努める。

事務手続きの簡素化・迅速化、省エネルギー化等を推進することにより、経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

本機構の機能に資産の運用管理を所掌する部署を設置し、資産の運用及びリスク管理等を外部の専門家の意見も聞きながら実施できる体制の整備を図る。

資産の適正な運用管理を図るため、その管理状況について定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

自己点検及び外部評価の結果を、機構運営に反映させるシステムを構築する。

自己点検・外部評価の結果を踏まえ、中期目標期間終了時まで、次期中期目標期間以降を念頭において、機構として理念・目標等の見直しを行い、見直した部分を明らかにして公表する。

2 広報及び情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

情報公開請求に適切に対応できる組織整備を図る。

報道機関等への研究成果の迅速な公表を図る等、専門分野の情報を適切に提供し、成果の活用に関して対応できる組織を整備する。

研究所等によっては高度な知識や経験を持つアマチュア科学者向けの窓口を設置する。

本機構の業務活動、諸規程、各研究者の研究成果等を広報誌やホームページ等により広く社会に情報発信する。

職員の倫理、セクシュアルハラスメント、機器調達契約等の守るべきガイドラインを定め、公表する。

研究成果を年次報告等として公表する。

研究所等の一般公開を計画的に行う。

機構が関わる研究分野・関連分野における国際的に優れた国内外の研究者の一般市民向け公開講演会を積極的に行う。また、地域社会と連携した一般市民向け公開講座等も実施する。

各専門分野における社会に対する説明責任と研究評価に資するため、研究所アーカイブスの整備を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

定期的に施設の実態や利用状況を自己点検・評価し、教育研究活動や共同利用等の施設の有効活用を図る。

施設の老朽化、狭隘化、耐震対策、既存施設の点検・評価及び共同研究等の研究活動の進展に伴い必要となる施設の整備計画を作成し、計画的な施設整備を行い、研究施設等の適正な確保に努める。

環境を考慮した施設整備に努める。

施設の安全で効率的な管理・運営のため、施設・設備の利用計画、維持管理の計画を作成する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等に係る諸事項の評価と点検を実施するとともに、関連諸規程・規則、作業基準、安全マニュアルを整備し、適切な管理を行う。

自然災害等への対応マニュアルを整備するとともに、危機管理体制の構築を図る。

教育研究活動等に起因して職員、共同利用・共同研究者に被害もたらされた場合の補償等に対応するため、保険等による対策を図る。

職員の過重労働に起因する労働災害を防止するため、勤務時間の適正化に努める。

労働安全衛生法等に関する講習会等に積極的に参加させるなど、職員に対する安全管理・事故防止に関して周知徹底を図るとともに、種々の資格者の育成を図る。